

JBIC 及び NEXI の原子力関連プロジェクトにかかる  
情報公開指針（仮称）作成に関するコンサルテーション会合  
（第 3 回会合）  
2016 年 9 月 21 日（水）  
（10：00～11：30）  
国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】 皆様、おはようございます。ようこそお越しくださいました。私、国際協力銀行、経営企画部長の山田でございます。本日も司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではこれより、国際協力銀行/日本貿易保険の原子力関連プロジェクトにかかる情報公開指針、仮称でございますけれども、作成に関する第 3 回コンサルテーション会合を開催させていただきます。

今回はですね、内閣府より政府の公的信用付与に伴う安全配慮等確認につきまして、ご説明を頂戴いたします。まずこうしたセッションを設けた経緯につきまして、JBIC の大矢より簡単に説明をしてもらい、その後内閣府よりご説明を頂戴したいと思います。なお、この会合の議事録は、透明性確保の観点から、後日公開いたしますし、一方出席いただいている皆様のプライバシーを確保する観点から、映像やあるいは写真の撮影は控えていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また録音は結構でございますけれども、音声自体の公開は控えていただきたいと存じます。

また、ご発言の際は、従前同様ですが、挙手を頂戴いたしまして、先にお名前、所属をおっしゃっていただいてから、ご発言を頂戴したいと存じます。ただし匿名を希望される場合は、匿名でご発言いただいても結構でございますし、議事録だけ匿名を希望される場合はその旨おっしゃっていただければ、議事録は匿名で公開いたします。自由闊達な議論を確保する観点から、皆様におかれましても、この匿名希望の場合のお取り扱いをよろしくお願ひしたいと存じます。それでは大矢次長、よろしくお願ひいたします。

【国際協力銀行 大矢】 はい、ありがとうございます。国際協力銀行の大矢でございます。昨年の 12 月 25 日になりますけれども、第 1 回のコンサルテーション会合を行いました。ご出席された方もいらっしゃるかもしれませんが、その場で NGO の方から国の安全配慮等確認について説明をしていただきたいという要望が寄せられました。JBIC/NEXI、われわれとしては、政府にお願いをしてみますと、引き取った形となっております。その後内閣府様の方に、昨年 10 月 6 日に決定された、「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」についてご説明いただけない

かという相談をし、ご理解いただいて、今回のセッションが実現したということでございます。

非常にご多忙な中、ご協力いただく内閣府様には非常に感謝しております。経緯としては以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。続きまして、内閣府様より、原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認につきまして、ご説明を頂戴したく存じます。内閣府様からは、原子力政策担当室の川合参事官、また小林参事官補佐にお越しいただいております。お忙しい中お時間を割いていただいたことに対して、改めて私からも御礼申し上げたいと存じます。なお、質疑の時間はご説明の後で、まとめて取ることとしたいと存じます。それでは川合様、よろしく願いいたします。

【内閣府 川合】 みなさん、おはようございます。川合でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。お手元に資料があるかと存じますので、それに沿ってご説明させていただきたいと思っております。横長の資料をご覧いただければと思っております。最初、経緯と課題とありますけれども、まず経緯。もうご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、平成8年に、この安全配慮等確認制度が、当時の通商産業省により始められております。当時は原子力担当の課長に、JBIC 又は NEXI から問い合わせ、それで安全配慮等確認をしていますということで答えるという、ある種、課長ベースでの、行政行為として行われていたというのがそもそもの始まりです。

その後、平成13年、2001年に OECD 環境・社会影響コモンアプローチと言われているものが改訂されましたが、それでこのコモンアプローチとの関係が不明確なまま行われていたという経緯があります。その後、平成24年、2012年に福島原発事故を受けまして、経済産業省の原子力安全・保安院が廃止され、原子力規制委員会ができました。それで、実際、安全配慮等確認は経済産業省の中の原子力安全・保安院がやっていたものですから、この原子力規制委員会ができてですね、この安全配慮等確認ができなくなってしまったという事態が生じました。

この後、国会で原子力規制委員会の委員長に、原子力規制委員会がやるべきではないかというような質問が出たりしたのですけれども、規制委員会自体は、国内の原発の安全性を確保するのをミッションにしていまして、安全配慮等確認というのは、輸出に関わることなので、自分たちのミッションではないというようなご答弁をされたような経緯がありました。そういう意味で、誰がこの安全配慮等確認というのをすればいいのかというのが、政府の中で問題になりまして、それで政府の中の議論の結果、内閣府が行うべきだということになりました。それを踏まえて、内閣府の方で去年、先ほどご説明もあった、実施要綱というのを作ったというのが経緯でございます。

そもそもこの安全配慮等確認って一体何かということですね、まず安全配慮等確認の、配

慮の主体は誰なのか、ということで。なかなか定義自体がはっきりしてなかったという経緯があります。そういうことで、もともと経済産業省がやっていたときから課長ベースの要綱というのがございまして。要綱、通知だったかな。すいません、要するに内部の規則がありまして、内部規則に基づいてやっていたので、何となくはですね、みなさん理解はしていたと思うんですけども、はっきりしていなかったという問題がありまして、今回、実施要綱でそこら辺を整理いたしました。定義をあえて書くとはですね、ここにありますが、①といたしまして、相手国、地域における安全確保等にかかる国際的取り決めの遵守、国内整備、国内体制の整備。こういうものが整備されているということと、②として供給事業者、日本側の事業者が品質確保にかかる契約の締結ですとか、安全関連のサービス提供。これは何かもし不具合があったときにですね、導入先である相手国に対し安全関連のサービスを提供するという体制を整えているか、というようなことをチェックしていた、というような経緯がございます。

ここに書いてありますけれども、経済産業省時代は計 35 件やっていたというのがあります。課題と下に書いてありますけれども、今申し上げましたように、平成 24 年の原子力安全・保安院の廃止によりましてですね、これを誰がやったらよいのかということが問題になって、この体制を再構築することが必要になったという経緯がございます。

次の基本的考え方というところをご覧いただければと思いますが、今回、去年ですね、実施要綱を策定するにあたって、どのような考え方で作ったかということで、まず内閣府とした理由ですけれども、原子力利用の推進、または規制に関係する行政機関の有する力を最大限活用すると、こういう目的で、内閣府は原子力の利用に関する総合的な調整を行う権限がございますので、内閣府が適当だろうということになったということです。

実際の安全配慮等確認は誰が行うのか、ということにつきましては、中立性、透明性の高い合議体、これは審議官級で構成するのですけれども、検討会議というものを作りまして、ここが実際の、個別の申請についての確認をするというような体制にすると。ここにありますが、構成員は、内閣府、内閣官房、財務省国際局、経済産業省貿易経済協力局、経済産業省の製造産業局というメンバー。協力官庁といたしましては、外務省、原子力規制庁、経済産業省の資源エネルギー庁というところの協力を仰ぎながらやっていくという体制を作りました。

2 番目といたしましては、原子力施設の安全確保というのは、これは相手国が責任を持つというのが、これが原子力安全条約上の原則なものですから、この原則は変えないで、相手国の主権に十分配慮しながら、当該輸出・投資がですね、安全配慮されているかということを確認するという考え方、このような大きな考え方自体は変えないということにしております。

3 番目といたしまして、従来この OECD コモンアプローチとの関係が不明確だったものですから、今回は OECD コモンアプローチの遵守という観点で行うということを定義いたしまして、このコモンアプローチが 2012 年に改訂されまして、原子力発電所の新設等にかかる

環境社会影響評価の参考基準といたしまして、原子力安全条約ですとか、IAEAの基準、これが例示されました。こういうことを踏まえまして、原子力安全条約ですとか、IAEAの基準というものをですね、この安全配慮等確認の内容の中に盛り込んでいくということで、内容を強化したということでございます。

次の、今後の対応というところで、まず検討会議。これは、各省庁がどういう役割を担うかということで、この運営にかかる、誰が議長をやって、どういう原案を誰が作って、それでどうやって決めていくのかという手続きを実施要綱によって明確化いたしました。事後的になりますけれども、議事概要、調査票、これを事後公表することによって、会議の透明性を確保、ということにいたしました。確認内容の充実ということでございますけれども、従来は経済産業省がやっていた時代は、資機材の輸出だけを前提に考えていたのですけれども、そもそも OECD のコモンアプローチで、カテゴリー A と、最も環境影響評価をする必要がある一番重要な施設というのが、原子力発電所そのものがございますので、そういう原子力施設の設置運営という、要するに肝心なところが、ちゃんと抜け落ちないように、今回対象といたしました。

原子力安全条約についても、今まで加入しているかどうかということは確認していたんですけれども、万が一加入していない国に輸出するような場合は、当該国が原子力安全条約に加入する意思を確認する、ということを入れました。ただ、大体ですね、この原子力発電をやろうとしているほとんどの国は原子力安全条約に加入しているので、あまりこれが発動される事態というのは想定できないな、とは思っています。

3 番目でございますけれども、制度整備にかかる IAEA レビュー、IRRS、これの受け入れにかかる確認項目等を追加いたしました。これは IAEA が行うレビューサービスの一つに、IRRS というのがございまして、当該国がきちんと安全に関する制度整備をしているかということを確認する。これを受け入れているかということを確認することによって、間接的ではありますが、IAEA の基準というものを、ちゃんと受け入れているかということを確認するということにしております。

4 番目でございますけれども、IRRS 以外のレビューといたしまして、原子力発電所の設置を行う場合には、IAEA のレビューの受け入れというのを、より厳格に見ようということでございます。具体的に申しますと、要綱に見ただけであれば分かりますけれども、例えば INIR、これは原子力発電所の初期導入のときに受けるレビューサービスでございます。統合原子力基盤レビューと言われてはおりますけれども、こういうものですとか、立地選定の段階では、SEED。立地評価・安全設計レビューがございまして、あと、原子炉の基本設計につきましては、GRSR、包括的原子炉安全性レビューがございまして、これを受けているかどうかというのを確認すると。原子力発電所の運転管理段階におきましては、OSART、運転安全評価チームというふうには呼ばれてはおりますけれども、これも盛り込んであります。それと、相手国の規制基準の許認可をきちんと取ってるのかということも確認するということにしております。この内容のところの最後でございますけれども、外部調査機関、外

部有識者の知見の活用ということで、従来は原子力安全・保安院という専門的知見を持っている部署がやっていたわけですが、内閣府自体そういう専門的知見がやはり欠けている部分がございますので、外部委託調査費用を今回確保いたしまして、外部のシンクタンクを使って、外国の制度整備状況の評価、外国の規制基準がきちっと整っているのかと、そういうようなことを調査してもらって、これを活用すると。それと、IAEA のレビューを万が一受けていないような国につきましては、それと同等の体制が整っているのかということも外部有識者のレビューを取ってですね、確認するということも考えております。

その他定義等ということもございますけれども、原子力施設主要資機材の定義というのが今までなかったもので、それをきちんと作りました。従来、経済産業省が行っていたときは、リスト方式になっていまして、対象のリストと、対象外のリストというのが、二つくっついていまして、よく分からなかった。どういう考えで行っているのかよく分からなかったもので、リスト方式は不適切だと考えまして、抽象的ではあるのですが、概念としての基準を入れて、これの適合性を個別に見ていくという形式にいたしました。

最後でございますけれども、償還期間2年未満であって、15億円未満の公的信用付与は対象外と。従来、経済産業省が行ってきたときは、短期の貿易保険であって、10億円未満は対象外となっていまして。なんで貿易保険だけが対象外か、言い換えればJBICが行うようなものは対象外になっていないんですね、少額なものであっても。この辺の考えがはっきりしてませんで、それでOECD コモンアプローチ、これは償還期間2年未満はコモンアプローチはそもそも対象外でございます。ですから今回コモンアプローチにそろえて、2年未満は全部対象外というのもあり得たんですけれども、そういたしますと今までやっていた安全配慮等確認を急にやらなくなったというふうにご批判を浴びる可能性があるということで、急激な方針転換っていうのは好ましくないというふうにご考えまして、従来通り2年未満であっても対象とはすると。ただ、OECD コモンアプローチには1,000万SDRであって、既存事業、こういうものは対象外とするという規定がございます、それも参考にしまして、1,000万SDRというのは一つの基準になるかと。この1,000万SDRを日本円に直すと約15億円ということで、2年未満であって15億円未満は、今回対象外にすると。ですから従来の2年未満10億円という貿易保険の額から、5億円上がってしまうのですが、繰り返しになりますが、OECD コモンアプローチ自体は、2年未満は全て対象外なので、それよりは対象の幅を広く取って、ある種日本が上乘せで、ここはきちんと確認を取るということをしていくというようなことでございます。

非常に簡単な解説で恐縮ですが、今日はせつかくの機会ですので、もし疑問な点等ございましたら、ご質問いただければと思います。私からの説明は以上にさせていただきます。

【司会】 川合さま、ありがとうございました。それでは、皆様からの質問、ご意見を頂戴したいと存じます。冒頭でも申し上げましたが、ご発言の際には挙手いただきまして、

お名前、所属をおっしゃってからご発言頂戴したいと思います。匿名の場合もおっしゃってください。時間が限られていることから、簡潔な発言を頂戴したいと存じます。それでは、一番前の方。

【FoE Japan 満田】 ご説明ありがとうございました。私、FoE Japan、満田と申します。福島原発事故以降、原発の安全性に関する関心というのは、国民的な、国全体のものだと思っておりますし、日本の国内であろうと国外であろうと、二度と事故を起こしてはならないというのは、これは国是と思っております。そういう観点から今のご説明を聞いたときに、私は個人的にはやはりびっくりしております。この要綱が実質的に原子力事業の、あるいは原子力プラントの安全性を確認できるものなのかということに関して、疑問を持っております。

とりわけこの要綱の中に具体的に挙げられているのは、原子力安全条約の加入、または加入意思の確認。そして IAEA レビューの受け入れに関する項目が挙げられております。しかし、原子力安全条約の内容を見たときに、やはり当該国の国内制度がどうなっているか、規制があるかどうかという、外形的な体制として規制があるかどうかということを問うている条項に見えます。締約国は報告書を作って、それを提出するように、というものであって、日本も原子力安全条約に加入しておりましたが、残念ながら福島原発事故を防ぐことはできなかったわけです。

そういった意味で私の質問としては、この内閣府の要綱の中で、個々のプロジェクトにおける、例えば立地評価、あるいは耐震性のような評価が行えるのかどうか。それからもう一つの質問は、実際にこの調査を行うのは外部有識者、外部委託をして専門家に委託するというをおっしゃっていましたが、想定されるような実施者は誰なのかというのが二つ目の質問でございます。3 番目の質問は、ここまで大きな国民的関心がある中、この要綱を作るにあたっては、内閣府さんとして、いわゆるパブコメとか、要綱を作るまでにさまざまな意見を取り入れるようなプロセスを踏まれたか、ということについてお聞きしたいと思います。以上です。

【司会】 お願いします。

【内閣府 川合】 まず最初のご質問ですけれども、今回の公的信用付与の対象が原子力発電所の設置に関わるものであるときには、先ほど申し上げましたような INIR ですか、ご懸念の立地につきましては、SEED というプログラムが IAEA にございまして、これを受けているか否かということを確認することにしております。ですから、受けていればですね、そういう意味で言うと IAEA の専門的なチェックが入っているということで、安全配慮等確認上はイエスということになります。もし受けていない場合は、IAEA の基準を尊重した立地選定がなされているのかということを確認する外部専門家について判断するというこ

とになっております。われわれとすると、当該国が IAEA の指導というものをきちんと受け  
てくれることを期待しておりますし、そうであれば、我々の安全配慮等確認上も非常にや  
りやすいというか。ご質問の 2 番目に関わりますけれども、複数の外部専門家の見解とい  
うものがうまく取れるのかということがございまして、例えば IAEA の実際の出向経験があ  
って、規制の運用をしたことがある方、こういう方を我々は想定しています。そういう方  
が日本にもいらっしゃると聞いておりますので、そういう専門的知見のある方の見解を聞  
いて判断することにはなりますけれども、できればきちんと IAEA の SEED 等のレビューと  
いうものを受けてもらいたいというふうには考えております。

あと、この作成過程でパブコメを取ったかということですが、パブコメは行って  
おりません。これ自体は一般の国民の権利義務にかかる規制を作るというものではなくて、  
JBIC/NEXI から我々に安全配慮をきちんとしているかという見解を問われて、我々が返す  
というものですので、その性質上パブコメの対象ではないというふうに判断をしておいま  
す。以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。他に、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。では、  
お願いします。

【プラント技術者の会 筒井】プラント技術者の会の筒井と申します。技術的観点から見  
ますと、まず一つは、この要綱の第 5 条 1 項三の、2 年未満 15 億円以下ということなんで  
すけれども、福島事故等は、例えば小さなバルブでもそれがトラブルの原因になったりし  
ていますから、安全という観点から言うと、こういう基準は適切でないのではないかと思  
います。

二つ目に、調査票の 1. (1-3) の、規制基準の件なんですけれども、本当に安全確認と  
いうことを考えると、中身を精査して、しかも設計の中身まで見ないと、確認にならない  
のではないかと、こういう簡単な調査票では確認は無理だと思われそうですがいかがでしょ  
うか。それから、調査票の 1. (4) の損害賠償制度の主要な資金的担保を運転者に義務付け  
るうんぬんと書いてありますけれども、現状の日本の状態なんかを見ると、到底用をなし  
てないことは周知の事実で、そういうのを具体的にどう考えてらっしゃるか。

それから最後に、融資をするということの主体が JBIC さんなのか、内閣府が出されれば  
それでも JBIC さんがこれでやれということなのか、融資の責任者はどちらですか、とい  
う質問です。以上です。

【司会】 ご回答をお願いします。

【内閣府 川合】 はい。まず最初のご質問は、対象外、2 年未満 15 億円というのが不適  
当ではないかというご議論だと思うんですけど、恐らくこの対象外というのは、そもそ

も OECD のコモンアプローチに入っている、2 年未満は全て対象外なんですね、OECD のコモンアプローチは。その理由というのは恐らく、審査、公的信用付与についての審査の範疇、合理化と、安全配慮の必要性等とバランスを取って、2 年未満の融資対象のようなものというのは、比較的小さな案件なので、対象になっていないのではないかとというふうに推察します。これは OECD コモンアプローチの解釈なので、我々が公権的に解釈をする権限はありませんので、個人的な推察です。ですから、そういう意味で言うと、非常に細かい輸出案件に全て我々が安全配慮等確認をするというのは効率的ではないという判断、そういうのもありまして、全体のバランスを取ってですね、この 2 年未満 15 億円としております。

個別の機器が事故の原因となり得るのではないかとというご質問については、恐らく概念的にはそういう可能性はあるとは思いますが、この議論をしだすと、例えばネジ 1 本でも事故を起こす可能性があるから見なければならぬという議論で。どこまで行政的なコストを割くべきかというご議論になるのではないかと。しかも、先ほども申し上げましたが、当該原発の安全性自体は、当該国が規制基準を整備して適切な立ち入り検査等をして確保すべきものであるという大前提がございますので、そういうことで今回、この 2 年未満 15 億円という基準を入れさせていただいたということで、ご理解いただければ大変ありがたいと思います。

次の設計図を見ないと分からないのではないのか、ということですが、多分ご専門の方から言わせると、設計図を見ても本当にその機器が安全と言えるのか、という議論が恐らくあるのではないかと思います。ここはどうやって機器、もしくは原発の安全性を確保するのかという方法論になるかと思うのですが、我々とするとはまず第一原則といたしましては、当該国が責任を持つべきであると。ただ、輸出国である我が国もですね、きちっとそれを、安全なものを出すという、そういう責任を負わなければいけないということで、どこまで国が関与してその安全を確認するのか。当該製品の安全性自体は当然そのメーカーが第一義的な安全の責任を持つべきだとは思いますが。そこで我々としてできることをやる、設計図を全部事業者から出させて国がチェックするというのは、論理的にあり得るのではないと思いますが、恐らくそこまでの行政権限を使うとすると、法律事項にしなければなくなると思います。今までこの安全配慮等確認自体はそういうことをしないで、事業者のある種自主的なご協力のもとで行ってきたという背景もございますので、できる範囲のことをするというにいたしました。具体的にはこの実施要綱で申しますと、8 ページにありますけれども、メーカーの方々については、技術契約書ですとか、技術仕様書、この品質確保をきちんとしているという、契約、仕様書ですとか、安全補修関連のサービスの提供に係る規定、この三つを見るということで。ここは経済産業省がやっていた時代のもので大きくは変えておりませんが、そういう意味で状況変化というものを合理的な範囲に収めるということで、このようにさせていただいております。

あと、賠償の話。福島は賠償は原子力損害賠償・廃炉等支援機構というのをつくりまして、今、実際、賠償額 6 兆円以上が支払われております。そういう意味で言いますと、被



被害者の方への賠償という観点では、とにかく相当因果関係がある損害は見るという体制はできているのではないかと思います。それで、相手国がですね、どこまでの損害賠償の制度であればいいのかというのを見るべきだということで、実は諸外国、制度はまちまちでございまして。ここに書いてありますような実際の運転事業者が責任を負うというのは、ある種世界共通のスタンダードでありますので、そこはきちんと確認するというところでございまして。質問の趣旨が、日本はきちんとできていないのではないかとというご趣旨であれば、それについては日本は賠償について、相当程度やっているというふうに認識しております。

【国際協力銀行 大矢】 最後の点ですけれども、融資や保険の主体が JBIC/NEXI ですかということですが、答えはそうでございます。JBIC の場合には融資を行うに際して JBIC 法があるわけですが、ミッション、政策意義の点で適格かどうか、あるいは債権保全がはかられているかどうか、こういうことも総合的に判断をしてわれわれは融資の判断をしていくと。他方、安全配慮等確認に関しては、内閣府さんからもありましたように、個別実施機関からの求めに応じて政府が行うこと、そういうふうに承知をしております。ご質問に端的に答えると、融資を行う主体という意味では JBIC でございます。

【司会】 続きまして、真ん中の前から 3 番目の方をお願いします。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 福島老朽原発を考える会という NGO の阪上といいます。前回視聴させていただいたときに、安全配慮をやる上で福島原発事故を踏まえてという話があって、それを具体的にどう、何をするのか、それをどう確認するのかというの非常に興味としてあるわけですが、一つは今、判断基準として IRRS とか SEED とか IAEA の制度を利用するんだというお話だったと思うんですけども、福島原発事故を踏まえてという意味では、日本には規制委員会ができて、新規制基準ができて、その新規制基準に照らして今国内の原発の審査がされているというふうに思います。一つは、IAEA の基準と、それから新規制基準ですね、新規制基準の方が厳しい側面もあれば、IAEA の基準の方が厳しい側面もあると、そもそもあると思うんですけども、少なくとも福島事故を踏まえてという意味であれば、新規制基準に照らしてどうなのかといったような判断は、それはそれで必要ではないかと思います。

また新規制基準でもまだカバーしきれないところがあると思っております、例えば事故直後の海洋への放射能の放出とか、これについては IAEA の基準でもない要素で、格納容器破損時の拡散防止を取らなきゃいけないという形ではあるんですけども、ただ液体状のものについては新規制基準でも今特に規制はされていないというような状況ですね。具体的にはいろいろあると思うんですけども、そういうのを含めて、新規制基準の扱いについてはどうなのかというのが一つです。

それから、その場合でも新規制基準そのものは非常に、文言そのものは抽象的で、実際にどういう状況に対してどういう安全対策を採るのかというのは、審査の非常に具体的な中身に精通していないと、多分判断はできないかなと思っています。使われる判断基準も、新規制基準そのものの文言だけではなくて、さまざま民間の規格とか、あると思うんですね。いろいろ工学的、技術的にも細かい所も含めて実際に審査がされていると思うんですけども、その点に照らして、今の言われている検討会議の体制では、とつてもそういった工学的、技術的な判断含めて、安全配慮が十分されているのかどうかという判断ができる体制に思えないんですね。まだ事故前の原子力安全・保安院は、実際に審査をした人たちですので、その所掌事務を引き継いだのは原子力規制庁、規制委員会のはずなんですけれども、そこが主体的には関わらない。しかも会議には審議官級の人たちで原子力規制庁の次長が行ってちょっと情報を提供するだけだということになって、これでとても安全配慮の具体的なところまで議論して、確認できるとはとても思えないです。だから、少なくとも今の状況で、これで安全配慮がされました、福島原発事故もちゃんと考慮されています、みたいなことはJBICさんとしてもとても言えないんじゃないかというふうに思うんですけども、その点について伺いたいと思います。

【司会】 ご回答をお願いします。内閣府さんからよろしいですか、ご質問の方。内閣府さんからのご回答でよろしいですか。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 はい、双方からご回答いただければと思います。

【内閣府 川合】 福島の事故を踏まえて、例えば外部電源の喪失のときの代替の確保、こういうものがIAEAの基準に反映されていたりしております。ですから福島の教訓を踏まえたIAEAの基準によってレビューを受けるということによって、相手国における原発の安全性が確保されていくというふうに我々は理解しております。我々の考え方は、先ほど申し上げましたように、OECDのコモンアプローチでIAEAの基準というものが参照の例示基準として入っているということなので、IAEAの基準の適合性を見るのは当然、やはりIAEAの専門家集団が見るのが一番しっかり見てくれるだろうと。そういう考え方に基づいて、IAEAのレビューをきちんと受けているのかというのを今回、我々の安全配慮等確認の中に入れております。

前の体制、原子力安全・保安院のときにはきちんとプラントの安全性を見ていたわけではないかということにつきましては、前の体制でもですね、ほぼ同じような輸出の調査票で行っておりますので。個々の相手国の原発の、例えば設計図を見たりですね、そういうことはしていなかったというのが実態でございます。ですから前の体制の方が良かったかということにつきましては、我々としましては、前はIAEAのレビューを受けているかということを入れておりませんでしたし、前よりは我々としては強化しているというふうに考

えております。以上です。

【国際協力銀行 大矢】 最後の JBIC として十分と言えるかどうかという話でございますけれども、先ほど申し上げたように、融資を行う際われわれが最終的な判断をしますけれども、安全配慮のところは、繰り返しになりますけれども、われわれの要請に応じて政府が安全配慮等確認を行うと。今まさに説明があった政府による安全配慮等確認が十分かどうかということに対して、われわれが何か判断をする立場ではない、というふうに考えております。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 その、言っていたことは、一つはね、IAEA の基準というかね、査察を受ければいいんだっていうことであれば、そもそも新規制基準なんて要らないわけで。だから、それが十分福島原発事故を、それで踏まえたことになるのかどうか、ってというのが、それはそれで判断がいるというのが一つと。それから、原子力安全・保安院の話をしたのは、別に前の体制をひっくり返して全部良かったというわけではなくて、少なくとも判断する主体として、主体的に関わる組織として実際に審査に関わっている、実務を担っているような、そういう部分が、少なくともやらないととてもできないんじゃないか、ということと。そういった状態で、JBIC さんがその確認が要らないというのは、ちょっと、非常に意味が分からないんですけれども。安全配慮の確認をしないと駄目なんじゃないですか、JBIC としては。とにかく政府に投げればそれでいいということですけども。

【司会】 すみません、今の点をご回答に関するご意見ということで承ってよろしいですか。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 はい。

【司会】 それでは次のご質問、真ん中の方。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 K&C プロジェクトサポートというコンサル会社を運営している、川井と申します。今まで質疑を聞いて、回答も聞いて、なかなか納得できない部分も多いんですけども。まず今の IAEA のレビュー、あるいは一義的な安全責任は相手国にあるんだという言い方に抵抗を覚えるんですけども。というのは、先ほどご説明のあった原則ですね。安全配慮等確認で対象となっているのはあくまでも供給事業者による資材、あるいは設備の品質確保と安全なわけですね。ですから IAEA や相手国うんぬんの前に、まず供給元である日本側の輸出しようとしている技術、あるいは資材の安全確認が必要だということで、まず第三者じゃなくて自国のことを考えなさいということが一点。

そのためには、例えば調査票の中にも、これ第 2 項ですか。国際標準に適合をしている

かどうか、そしてその適合の根拠となる技術仕様書、あるいは契約書を添付しなさいとあるんですけども。単にファイルが添付されていればいいということではなくて、あくまでもそれが適正であるかどうかの判断が必要になると思うんですね。調査票のようにイエス or ノーの単純な回答ではなくて、やはりそれが正当かどうか、あるかどうかのバックアップなり、サポートが必要だと。そのときに技術仕様書を添付させるだけではなくて、その中身を読むこと、一定程度読み込むことのできる技術的見解、技術が必要であり、そのためには今まで質問者の方が言われているように、かつての保安院、今の規制委員会、規制庁の助力というか、主体的なレビューというのが欠かせないんじゃないかと思っています。第三者的な専門家会議、有識者というお話もあつたんですけども、それもその都度外注して客観性が保たれているという保証は全くありませんし、そういった意味では原子力安全・保安院に100パーセントそれを信頼できるかどうかは別として、かつてのあつた組織をなくしてしまうというのはやはり問題があり、いくら規制委員会、規制庁が自分たちのテリトリーではない、守備範囲ではないと言っても、それはやはり覆す、本来あるべき姿に行政の方は指導すべきではないかと思います。

それからもう一点、いくつか議論の中で、足切りの問題ありましたね。そこでネジ1本なんて例が出てきたんですけども、ネジ1本にJBICさんが融資するんではありませんで、そういった例を取り出すのは不相当だと思います。こういった少額の案件であればあるほど、むしろ危険性は増すと。核セキュリティ上も、あるいは核不拡散上も、それが現実ではないかと思っています。例えばプラント輸出においては、輸出管理令に従ってそのプラントに含まれる全ての機器、材料等を申請許可得ているわけですね、経産省さんから。例えばその材料にインコネルが使われているとか、ハステロイとか、そういったことまで含めて材料の一片に至るまで申請を行っております。原子力産業においては、なおさらそういった徹底が必要ではないかと。こういった仕切りっていうのはやはり、いくらOECDがどうであれ、やるべきではないと、思っております。それに対するご意見をできたらお伺いしたいと思います。

【司会】 お願いします。

【内閣府 川合】 個別の機器の安全性について、我々が許認可のようなことをして見るのが、もともとの安全配慮等確認の制度ではなかったと認識しています。ご指摘の契約の技術仕様書も、技術仕様書全部を出させるのではなくて、国際標準に適合した設計等を実施する旨の規定があるかというのをチェックしていたんですね、もともと。ですからもともとが足りなかったというご批判はあるかもしれませんが、個別の機器の許認可制度をもともとやっていたものではなかった。要するに、相手国が原発の安全性を確保すべきであって、相手国の制度、規制なりがしっかり整っているのかというのを確認していたのが、もともとの安全配慮等確認でございます。

ただ、それだけでは不十分だというふうに、前から考えてですね、この供給事業者、日本側のメーカーについても最低限の安全配慮はすべきだということで、この実施要綱の 8 ページがあったというふうに認識しております。

足切りの話。一応確認のため申し上げますと、核不拡散につきましては、この安全配慮の関係ではございません。ご指摘の経済産業省の貿易管理の件で規制をしているということは、私自身はあんまりつまびらかによく知らないんですけれども、もし今ご質問者の方のおっしゃるように、きちんと確認をしているのであれば、やはりそちらの貿易管理の方で、きちんと不拡散の方をやるべきだというふうに考えています。

【司会】 はい。それでは真ん中の列の前から 4 番目の方お願いします。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 原子力規制を監視する市民の会の杉原といたします。私の立場として、そもそも東電の福島原発事故がいまだに今のような状況で、放射能を垂れ流し、原因究明もできない。そういう状況の中で、そもそもこういう輸出のガイドラインとか、何とか基準とか、そういうものを作ること自体が論外だと思うんですね。やるのであれば完全に収束させて、原因を含めて完全にそれを究明して、世界に対してそれを証明してからじゃないと、それを海外に出すというようなことをそもそもやろうとしてること自体が、完全に間違っているというふうに思っています。

その上で、それ言っちゃうと終わっちゃうんで、内容のことについて質問や意見を言いたいんですけれども。まず先ほど阪上さんという方からも指摘ありましたが、そもそもこの検討会議のメンバーを見ると、偉い方が並んでいて、審議官という方が並んでるだけなんです。この方たち、専門的な知見があるとも思えないですし、こういう官僚の偉い方々ですね、およそ政権の意向に対して反するような公正な判断ができるとは思えないです。むしろその意向に引きずられていく。ですから事実上このままでは、この検討会議は結論を追認するだけと。政権が例えばアベノミクスで原発を輸出するんだと言っていれば、もうそういう方針のもとで判子を押しだけというような、そういう会議になりかねないというふうに思います。ですから、そもそもこの検討会議のメンバーを抜本的に見直してほしい。少なくとも、原子力安全・保安院が再稼働を審査したときには、少数派とはいえ原発に対して批判的な人を入れてました。非常に少なかったですけれども。でもこれはそもそもそういう専門的な知見を持った方も入ってない、審議官だけですよね。これでどうやって審査するんですか。論外です。とても 3.11 を受けた国がやることとは思えない。ふざけてるというふうに思います、僕は。それがまず一点。ですから、この抜本的な見直しを検討してほしいということで、その意思があるのかどうかを伺いたい。

それからもう一点はですね、情報公開の問題ですけれども、これを読むと事後に議事概要を公開しますと、調査票と、というふうに書いてあります。しかしこれ完全に不十分です。今や原子力規制委員会でも、排除もしていましたが、傍聴を認めて、非常に不当な

開示も一部やっていますけれども、基本的な傍聴を認めて中継もして、録画も見られて、議事録も公開されてましたよね。議事録も公開されているんですね。最低限、原子力規制委員会並みの公開の体制をとってください。概要っていうのは恣意的に作ることができます。都合の悪いことは入れないってことができるんですよ、行政当局では。そんないい加減な対応してたから、3.11の事故が起きたんじゃないんですか。反省の色が全く見られません、この公開の基準には。ですからこれについても抜本的に、少なくとも規制委員会の、今の公開の体制と同じような体制を確保してほしい。その検討をしていただきたい。これについてもコメントいただきたいと思います。

それからですね、ご説明の中でもいろいろ出てきましたけれども、一つの基準がクリアされているかを確認するときに、例えば条約でもそうですけれども、それにまだ入っていない場合は、それと同等の内容を確保しているかを検討して、それでいいというふうにみなすことができればいいんだという話は何点かありました。こういうありがちな、みなし評価とでも言いましょうか、こういうみなし評価を絶対的な安全が必要な原子力の輸出、原発の輸出について適用することは絶対駄目だと思います。

例えば、原子力規制委員会が新規基準についての審査をしていますが、そのときにも同じようなことやっています。免震重要棟ができてなくても、同等のものができてればいい、というようにいい加減な審査をして、地元の住民から批判を受けてるんですよ。それと同じじゃないですか、これだって。きちっとした基準っていうのは、それが適用されているかどうかを判断して、誰もが納得できるものが基準としてあるべきであって、それと同等であればいいというようなことをですね、そもそも基準とはいえません。ですからそういうみなし評価は排除していただきたいというふうに思います。これについてどうお考えかを伺いたい。

最後にですね、全体的な内容やご説明を伺っていて感じたのは、言葉の端々に以前のものよりは少しマシですというお話なんですね、基本的に。でもそんないい加減な評価基準でいいんですか。3.11の事故であれだけの人たちが避難を強いられて、いまだに故郷に帰れない人がいっぱいいるんですよ。国際的な信用を失ってるんですよ、日本は。その国が原発を海外に輸出するっていうときに、3.11前よりは少し良くなってます、みたいな話をね、言葉の端々に説明されて、いいんですかそんなやり方で。そこで基準にするべきは、何人かの方がおっしゃいましたけど、もう二度と国内でも国外でも福島のような事故を起こさないというですね、そういう信頼できる基準、体制を確保するっていうことが基準であるべきなんですよ。それをですね、前よりは少しマシです、10億円が15億円になりましたけども、全体的にはマシです、みたいないい加減な説明でね、通ると思ってるんですか。しかもこういう、僕はここで意見言えるだけマシですけども、多くの日本の市民に対しては、そもそもこの要綱を作る場合にパブコメもなかったように、本当に市民の声を聞いて作っていくっていう姿勢が見られない。官僚の一部で決めて、それを追認して、それをJBICが採用しますっていうふうにはしか見えないんですよ。考えられないですよ、こ

んなやり方。ですから抜本的にあらゆる点について、抜本的に見直していただいて、こんないい加減な要綱で原発輸出やられちゃ、たまったもんじゃないです。そのことを最後に強調します。以上です。

【司会】 3点のご質問かと思えます。よろしくお願いします。

【内閣府 川合】 まず検討会議を見直す、メンバーを見直すつもりは、ということ。これは審議官級になっているということは、ある種その下に官僚組織として、組織としての判断になるわけで、そういう意味で審議官級という非常に重いレベルで、今回意思決定をするということで、そこに意味があるというふうに思っております。見直すつもりは今のところございません。

情報公開につきましては、今まで全くどういう案件をやっていたかということの情報公開はなかったと。そういうことを考えると、議事概要の公表、調査票の公表というのは非常に大きな進歩だというふうに思っています。実際の議事の内容自体を公表すべきではないかということにつきましては、議事の自由闊達な意見を尊重することとの兼ね合いで、われわれは議事概要の公表というのがふさわしいというふうに考えております。

みなしのことですけれども、これは IAEA のレビューを受けていない場合に、それと同等の配慮がなされているかどうかということのみならず、ということ、これは規制そのものの適合とはちょっと違ってございまして、相手国のある話ですから、相手国がきちんとレビューを受けてくれれば一番いいのですけれども、それを受けていない場合にどう判断するのかということでございます。例えばご指摘のあった原子炉の IAEA のレビュー、具体的に言いますとですね、GRSR、これなんかはみなしを入れていません。ですから GRSSR は受けるか、もしくは海外の型式承認を受けているかということ、これはそういう意味で言うと例外がないのですけれども、相手国が絡む話は、もしかしたら相手国がそのレビューを受けないことについての事情がある可能性がありまして。そういう意味で言うとやはり、実質的に同等の体制になっているのかというみなしを入れておかないといけないというふうに、我々は判断をいたしました。

少しマシになったという、ちょっと私の表現がもしかしたら誤っていたのかもしれませんが、少しマシになっていた程度ではなくて、我々としてはできる最大限のことをしたというふうに考えております。福島原発事故を受けて、福島の教訓をですね、この IAEA の基準に反映させることによって、IAEA 基準のレビューを受けることが間接的ではありますが、福島の教訓を踏まえた体制に、国際的になっていくというふうに考えております。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 あの、いいですか。一言だけ。重いレベルで、官僚がついて、重いレベルでってありましたけど、官僚にとって重いかどうかなんてど

うでもいいんです、はっきり言って。そんなことが問題じゃなくて、実質的にこの会議の体制で公正な判断と、きちんと安全を保障できるような判断ができるんですかってことを問うてるんですよ。官僚の世界で重い軽いなんで、どうでもいいんです、はっきり言って。そうじゃなくて、専門的知見もないこの人たちがね、下に官僚がいたって、保障できるんですか、本当に知見が。それと、こうした方々は政権の意向に正面から反するような判断できますか、はっきり言って。そんなケースが今までありますか、こういう審議官級のの人たちが集まった会議で。聞いたことないです、僕は。ですからただの追認機関にしかならない、って質問をしてるんですよ。これにきちんと反論できますか。してください。

【内閣府 川合】 それは実質を見てご批判いただくべきだと思います。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 実質を見て言ってるんです、僕は。

【内閣府 川合】 1回もまだ。

【司会】 ちょっとよろしいですか。お互いの意見交換はやめてください。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 それから。

【司会】 やめてください。お互いの意見交換はやめてください。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 意見交換じゃないです、質問してるんですよ。

【司会】 やめてください。ちょっと一旦、ご質問を整理させていただくと、今の検討会議の体制の見直しについて、できないんですかというご質問に対して、内閣府の方から検討しておりませんと。このご回答に対するコメントということだと思うんですけど、さらなるご質問はございますか。その点についておっしゃってください。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 その質問、質問じゃなくて、見直しができないっていう理由が納得できないんですよ。そもそも私の質問に対して答えておられない。重いレベルだからいいとしか答えておられない。そのことが問題になっているわけじゃないんですよ。実質的にこれで判断できる体制じゃないという質問を僕はしてるわけです。そのことに対する明確な回答が全くない。それで見直ししません、じゃ、全く意見聞かれてないってことに等しいですよ。

【司会】 内閣府、お願いします。



【内閣府 川合】 調査票に基づいて今回検討会議があります。調査票のどの部分をどの役所が書くかということを決めるということです。といいますと、そういう組織の判断として出来上がった調査票について責任を持って判断するのは、このメンバーであると。このメンバーが適切に判断ができるというふうに考えております。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 全く説得力ないですよ。それからもう一点だけ、すいません。

【司会】 ちょっと待ってください。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 自由闊達な。

【司会】 ご質問者移ります。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 もう一点だけですから。

【司会】 その後に。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 答えに関することですよ。

【司会】 その後にしてください。ちょっと他の方も待っておられるので、その後でまたお願いします。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 答えになってないからでしょ。

【司会】 その後でまたお願いします。ご質問者お願いいたします。右側の奥から4番目の方お願いします。

【原子力資料情報室 松久保】 原子力資料情報室というNGOの松久保と申します。本日は安全配慮等確認のご説明ありがとうございました。3点ご質問があります。1点目がですね、このプレゼンテーション資料の一番上、1ページ目です、1つ目の○の3行目なんですけれども、下の①、②、または③と、このまたは③というのは何でしょうか、という話と。

もう1点なんですけれども、安全配慮等確認の前提になっているのはOECDコモンアプローチだと認識しているんですけれども、OECDコモンアプローチは、世銀のEHSをいろいろ

参照しているんですけども、世銀は原子力はしないということになっているので、こういうふうな形になっているんだと思うんですが、世銀の中にもですね、いくつか放射線関係ですね、記載があります。EHS の中にもですね、放射線関係で記載がありまして。例えば労働者被ばくの問題ですとかですね、そういったところ線量がいくらになるかとか、そういったことが記載していたと思うんですけども、そういった観点ではどういったチェックをされるのでしょうか、というのが1点目。

2点目は、この OECD コモンアプローチというのは安全配慮等確認ではなしに、OECD の環境および社会への影響に関するコモンアプローチで。この社会への影響に関して、どういうふうにこの中で審査されるのでしょうか。もしくはこれに関しては JBIC とか NEXI が判断するところであるというふうに認識されているのでしょうか。

3点目がですね、この調査票なんですけれども、どのように活用されるのかというのがちょっと分からなくてですね。例えばこれイエス、ノーのいろんなクライテリアがあると思うんですけども、イエスノーというクライテリアに対して、内閣府としてはこのとおりだと、それを介して、判断するのは JBIC、NEXI であるというふうに認識してよろしいのでしょうか、という3点です。よろしくをお願いします。

【司会】 ご回答をお願いします。

【内閣府 川合】 まず①、②、または③の、または③は間違いです。すみません、①、または②です。申し訳ございません。資料の間違いでございます。

労働者安全につきましては、すいません、不勉強で申し訳ないんですけども、OECD のコモンアプローチ上は入っていないというふうに認識しておりまして、もし入っているとしても、これは安全配慮、われわれの行う安全配慮等確認の対象ではないというふうに認識しております。

社会的な側面につきましても、われわれの対象ではないというふうに認識しておりまして、必要がある場合には JBIC、NEXI の方ですね、個々の配慮を確認するというふうに認識しております。

調査票につきましては、個別のところにつきましてイエスカノーを入れていきまして、最終判断を検討会議で行います。ですから検討会議の最終判断を受けた結論が JBIC、NEXI に回答されるというような段取りになっています。

【原子力資料情報室 松久保】 つまりこれが OK かどうか、駄目か、と。

【内閣府 川合】 そうです。これが逆にいいか悪いかという判断を検討会議で行います。

【司会】 ちょっと待ってください。じゃあ関連のご質問をもう一つ。

【原子力資料情報室 松久保】 すいません。調査票に基づいてJBIC、NEXIさんはこれを融資ができるかできないかという判断をされるという認識でしょうか。そういうわけではない。調査票が返ってくるじゃないですか。つまり。で、これに関してはこれでOKだというふうになっている認識。

【国際協力銀行 大矢】 そうですね、安全配慮等確認についてはそれに依拠するということでございます。それからすいません、一点残っていた世銀の中に原則原発というのはEHSの対象としたわけではないけれども、放射線等の規則があるという点についてですけども、そういった点はですね、今日は内閣府さんから安全配慮等確認についてお話しいただいておりますけれども、個別論点ということでNGOさんからもコメントいただいておりますので、今後の論点の中で議論したいと思います。これは、以前1回目2回目に述べた方針のとおりでございます。

【日本貿易保険 三藤】 すいません、回答補足させていただきます、日本貿易保険の三藤と申します。今の調査票についてのご質問なんですけれども、調査票に基づいてですね、今日内閣府さんから配布いただいております資料の12ページをご覧くださいますと、内閣府さんからいただくべき回答というものがございます。ここで適切に、安全配慮等確認が行われているのか、行われていないのか、というご回答を内閣府さんからいただくということを想定しております。なので調査票そのものを、イエスノーの部分についてという判断ではなくてですね、わたくしどもは適切に行われているか、行われていないかという確認いただいたものについて、確認していくという形を今こちらの様式に基づいて想定しております。以上になります。

【司会】 はい、それでは前の方お願いします。

【FoE Japan 満田】 FoE Japan、満田です。先ほど申し上げたとおり、ちょっとこの要綱では実質的に、われわれが、普通の人が原子力事業に関する安全配慮というものを確認でやるであろうと思うものは、実質的にはできていないんじゃないかと思います。先程来相手国の責任だ、相手国の責任だということをおっしゃっていて、当該国が実質的には、それは私もそういうものだろうと思うんですが、今どういう状況にあるかということを考えていただきたいんです。日本がインフラ輸出の政策の一環として原発の部品じゃなくても、丸ごと事業として打って出ようとしているわけですよ。それでこの要綱で足りるのかどうかということを私は強く問いたいです。当該国の責任だっていう議論はもう何十年も何十年もしているわけですよ。かつてODAで相手国側で甚大なる人権侵害と環境破壊が問題になった時代から、当該国の責任でいいのか、日本は相手国を支援する立場から、

日本だってそれは責任はあるだろうということが国会で議論されて、それが今の JBIC、NEXI さんの環境社会配慮ガイドラインの議論の出発点だったわけですね。本来であれば私は JBIC、NEXI さんに責任を負わすのではなくて、国がそういうことをきちんとやるべきではないかとは思ってるんですが。ちょっとまた別の議論になるのであらためて議論させていただきたいと思います。

ということでやはり、原子力事業に、日本がオールジャパンとして、ベトナムだってそうですね、事前調査から始まって日本が税金で面倒見て、オールジャパンとして出そうとしている中で、当該国の責任だっていうのは私は絶対通らないと思います。トルコにしてもそうですし、インドにしてもそうだと思います。そういった中で、この要綱では私はとても納税者の一人として納得できません。

さらにですね、コモンアプローチが原点、土台だというふうにおっしゃっていますが、コモンアプローチはあくまで最低限の共通の土台であるべきで、それに関して福島原発事故を経験した日本が、不十分だから上乘せするという判断は、それはやるべきだと思うし、やってはいけない理由がないと思います。安全配慮等確認、パワーポイントの①、②、これ、国際的取り決めの遵守、国内制度の整備、体制整備という、体制と制度上の確認しかないというのは、安全配慮等確認としては極めて限定的といいますか、全然内容に踏み込んでいませんよね。先ほどから言っているように、原子力安全条約とか、IAEA のレビューサービスを受けていた日本も、制度上は整っていたけど、福島原発事故を防ぐことはできなかったわけですね。ですからその制度とか体制だけを見て、内容を確認しないというのは、これはあってはならないことだと思います。

社会配慮についてもわかりです。社会配慮について、例えば被ばく問題、あるいはいざ事故が起こったときに周辺住民は避難できるのかどうか。これは原子力安全上、最も核となる確認事項じゃないですか。そこら辺はもうスルーで、相手国でお任せで、審議官級のレベルの人たちがやるからいいんだ、というようなのは、私は納得できません。

さらに外部専門家なんですが、外部専門家については、事後にでも外部専門家の名前とか、どういうレポートが上がってきたかというのは公表されるのでしょうか。以上です。

【司会】 ご回答をお願いします。

【内閣府 川合】 外部専門家の公表については、今のところまだ決めておりません。そのときの検討会議の判断になるというふうに考えております。

一点、内容を見ていないというご指摘ですけれども、例えば機器の輸出である部分の機器が輸出されて、当該国の原発の安全性というのは全体のシステムとして評価されるので、やはりそのシステム全体の評価は当該国の規制当局にやってもらうしかないというふうに、我々は考えております。ですから機器の中でも特に重要な原子炉につきましては、先ほど申し上げたように、外国の規制当局の型式承認、もしくは GRSSR を取っているかということ

で。ここはきちんと、この中身につきましては見ていきたい。最も重要な機器である炉についてはですね、今回炉についてもレビューを受けているかどうかという審査を入れているというふうにご理解いただけたと思います。

【司会】 はい、それでは前の方。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 原子力規制を監視する市民の会の杉原です。すみません、先ほどのちょっと続きになりますが、川合さんのお答えの中にですね、情報公開のことについて、以前は全くなかったから大きな進歩であるということと、それと議事録を出せない、中継もそうでしょうけれども、自由闊達な議論が阻害されるんだというご説明だったんですが、そういう言い訳やめましょうよ。これ、昔から使い古された官僚の方たちの言い訳にしかすぎなくて。じゃあ今ほぼ完全に中継とか議事録公表してる原子力規制委員会は、自由闊達な議論がなされていないんですか。そんな自由闊達な議論が阻害されている状況で原子力規制が今進んでいるわけですよ、あなたの見方からすれば。そういうふうに断言できますか、規制委員会について、今。

それから、そもそも公開したり議事録を出すことによって自由闊達な議論が阻害されるっていうことであれば、一体どんな議論してるんですか、そこで。何かそこで人々に知られたら、差し障りがあるとか、言いたいことが言えないような、そんな議論にするんですか。おかしくないですか、そもそも。そういう言い訳を3.11前は通用したかもしれないけれども、もう通用しないんですよ。しかも命に関わる案件でしょ、これは。恣意的な議事概要を作ればいい、そんな体制で日本としてね、もし事故が起きたら福島のような状況が他国の人たちに押し付けられるんですよ。そういう重たい議論を、自由闊達な意見ができないから議事概要でいいです、みたくないいい加減な説明で済ませるっていうのはおかしいですよ、はっきり言って。通らないです。官僚の世界で通っても、日本の主権者である私たちに通用しない。そのことを分らないんですか、この期に及んで。ですからせめて、私は過大な要求してるっていうふうに思ってません。せめて、いまだにいい加減な審査をやって批判されている原子力規制委員会ですらやっていることは、きちんと確保すべきだっていう。非常に低い要求してるんですよ。その程度のことすらやらないで、3.11前と同じように自由闊達な議論が阻害されるから議事概要だけでいい、みたくないものでですね、済ませるっていうのはおかしいです。ですからこれについても、先ほどの体制のことと同じですけども、抜本的に見直してください。こんなやり方やって通用しません。どうですか。

【司会】 ご回答をお願いします。

【内閣府 川合】 今の規制委員会が自由闊達な議論ができていないか、できていないか

ていうのは、我々が評価する立場にありません。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 なぜですか。

【内閣府 川合】 それは、我々が評価する情報がないからです。基準がないです。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 じゃあ言ってること通用しない。

【内閣府 川合】 ちょっとご趣旨が分からないですけど、一般論として会議を行うときに、全ての議事録が公表されると思うとやはり自由闊達な意見がしにくいと、議論がしにくいということは、一般論としてあるというふうに認識しております。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 それは一般論でしょ。

【内閣府 川合】 はい、一般論としてそういうことがあるので、議事要旨の事後公表ということにさせていただきたいというふうに考えております。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 一般論で済ませちゃいけない案件だって言ってるんですよ、これは。そんな一般論で通用させるような案件じゃないでしょ、この話は。一般論で済むような議論がされるのであればそれでいいですよ、だけど原発輸出でしょ、これは、3.11 後における。ですからきちんと公開性を担保すべきだって言ってるんです。一般論を基準に考えないでくださいということ言ってるんですよ。

【内閣府 川合】 ご意見としては承りますけれども、我々とする、議事要旨の公開で、その透明性というのが確保できるというふうに。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 できません。だから見直せって言ってるんです。

【司会】 ご意見の提示というところで、ひとまず次のご質問等に移らせていただきたいと思っております。ご意見、ご質問、他にございますでしょうか。よろしゅうございますか。皆様からのご質問、ご意見。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 ごめんなさい。一点だけ、すいません。

【司会】 どうぞ。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 短く言います。

【司会】 はい。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 これは直接内閣府の方にとりより、JBIC/NEXI さんに対する要望なんですけど、このコンサルテーション会合自体の問題で一点だけですが、この会合、こういうふうに傍聴とかできるということは、傍聴の意見を入れるということは非常にいいと思うんですが、メディアの方に対して公開されていないんですよね、確か。です。その点が非常に疑問で。どうして、それこそここで大事な議論をしていて、それを世の中にきちんと伝えるべき役割を持っているジャーナリズム、それに対してどうして窓を閉ざしているのか。これ、よく分からないんですよ、理由がね。ですから、ただでさえこういう問題ってほとんど知られてませんよね。マスコミの中でも書かれているところ非常に少ないです。でも関心を持っている記者さんがいるわけですから、そこはきちんと、それこそ規制委員会の話ばかりして恐縮ですけど、規制委員会にしても、他のいろんな会合にしてもね、マスコミが入っている会合多いですよ。どうしてそこはシャットアウトしてるんですか。そこを改善していただくことはできないんでしょうか。

【司会】 JBIC/NEXI、回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 情報公開の話かと思いますが、どの範囲までオープンに全てやっていくというのは、まさにお話があった自由闊達な議論の関係で、バランスというのはやっぱりあるのかなと正直思っております。われわれは極力この会合をオープンにしたいということで、基本的に参加自由ということにしておりますし、議事録についてはですね、これ1回目2回目っていうのを既に掲載しておりますけれども、逐語です、非常に細かく書いているところになっております。他方、メディアの方がお入りになるとですね、それによって産業界、あるいはNGOもそうかもしれませんけれども、本当に自由な意見が言えなくなる可能性っていうのはやっぱりあるのかな。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 NGOは全くそんなことないですよ。

【国際協力銀行 大矢】 ありがとうございます。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原】 なんで産業界言えなくなるんですか。

【国際協力銀行 大矢】そこは主催者として、そういう懸念があるというふうに判断をしております。他方、議事録を細かく出しておりますので、世の中に対して、何が話し合われてるかということは大変透明になっているかなというふうに思っております、主催者の判断としてですね、全ての人にオープンだけど、メディアの方には控えて頂くという、これは従来からの運用ですけれども、それを維持しているということでございます。

【司会】 はい。その他にご質問、ご意見ございますでしょうか。それでは本日もご意見ありがとうございました。内閣府のお二人にはお忙しい中、大変ありがとうございました。あらためて御礼申し上げます。それではですね、今後の予定に関して、もしあればJBIC/NEXI からお願いしたいと思えます。

【国際協力銀行 大矢】 手短に今後ですけれども、次回の会合自身はタイミングを含めてまだ未定でございますけれども、次回可能であれば原子力安全条約だとか、あるいはIAEAの安全基準といった、原子力を取り巻く枠組みですね、これに関する勉強会を行い、それ以降前回NGOの方から提言というのをいただいておりますので、ある程度それに沿うような形で、論点ごとに議論していきたいというふうに考えております。

【司会】 それでは以上で、第3回コンサルテーション会合を終了させていただきたいと存じます。本日はお忙しい中ご参集くださりまして、誠にありがとうございました。

(了)